

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領

令和7年6月13日

せ備日協第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、せとうち備讃諸島を周遊する旅行を促進し、観光を通じて、地域経済の活性化を図るため、企画旅行を催行した国内外の旅行会社に対し、予算の範囲内において、せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）は、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく旅行業の登録を受けている旅行者で、せとうち備讃諸島の日本遺産構成文化財を組込む企画旅行（以下「ツアー」という。）を催行した国内外の旅行者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする者
- (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする者
- (3) その他協議会会長が不相当と認める者

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるところによる。

2 前項に規定する補助金の額は、1ツアーにつき10万円を限度とする。ただし、笠岡市、丸亀市、土庄町、小豆島町の2市2町において、複数市町を訪問する場合は5万円加算する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ツアー催行の14日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に行程表等の関係書類を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 協議会会長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。また、適当でないと認めたときにおいても、当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金（変更・中止・廃止）申請書（様式第3号）に関係書類を添えて協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合については、この限りではない。

2 協議会会長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又はその年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

(1) ツアー行程表（実績）

(2) 参加者数の実績が確認できる書類

(3) 構成文化財の訪問が確認できる書類

(4) ツアー参加者に対するアンケート結果を集計した書類

(5) その他協議会会長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第8条 協議会会長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第7号）により、補助金を協議会会長に請求するものとする。

2 協議会会長は、前条の請求を受理したときは、遅滞なく指定された預金口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

(協力)

第10条 補助事業者は、協議会会長がその成果やアンケート結果等を発表するとき、又は観光資源の周知を図るときは、必要な協力をするものとする。

(関係書類の保存)

第 1 1 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(不当利得の返還)

第 1 2 条 協議会会長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた補助事業者に対して、当該補助金の返還を求める。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 3 日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前 2 項の規定にかかわらず、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までに交付決定された補助金については、第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助対象事業の条件	補助金額
企画旅行造成事業	(1) 補助対象者が主催するツアーで、ツアー参加者(乗務員及び添乗員を除く。)の人数が 2 人以上であること。 (2) 笠岡市エリア(岡山県笠岡市の笠岡諸島及び市内陸地部)、丸亀市エリア(香川県丸亀市の塩飽諸島及び市内陸地部)、土庄町エリア(香川県土庄町内)、小豆島町エリア(香川県小豆島町内)の日本遺産構成文化財を 2 箇所以上ツアーに組込むこと。 (3) ツアーには、せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会で育成中の観光ガイド(石の島ガイド)を原則活用すること。	構成文化財 1 箇所に 対して、ツアー参加者の人数に次の単価を乗じた額とする。(宿泊なし(1 人当たり 1, 0 0 0 円)、宿泊あり(1 人当たり 1, 5 0 0 円)) 1 ツアー上限 1 0 万円とする。ただし、笠岡市、丸亀市、土庄町、小豆島町の 2 市 2 町において、複数

	(4) 国、地方自治体等が実施する視察又は研修旅行でないこと。 (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行でないこと。 (6) ツアー参加者（全員）に対するアンケートを行うこと。	市町を訪問する場合は5万円加算する。
--	---	---------------------------